

兵庫教育大学



学報

第248号
平成15年3月

題字 中洲正堯学長



運営諮問会議 (関連記事7ページ)

目次

学内規則等	2	諸報	6
・兵庫教育大学学則の一部を改正する学則		・運営評議会・教授会・研究科委員会	
・兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程の一部を改正する規程		・連合学校教育学研究科代議委員会	
・兵庫教育大学公印規程の一部を改正する規程		・連合学校教育学研究科委員会	
・兵庫教育大学職員証明書取扱規程の一部を改正する規程		・運営諮問会議	
・兵庫教育大学入学料免除取扱規程の一部を改正する規程		・サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業(SPP事業)「科学技術・理科学習プログラム-数学入門-」の実施	
学事	5	・修了・卒業する外国人留学生のための茶道教室を開催	
・平成15年度学校教育学部推薦入学者選抜試験		・やしろ国際交流推進協議会(第14回)及び外国人留学生歓送パーティーの開催	
・平成15年度大学院連合学校教育学研究科入学者選抜試験		・附属中学校総合学習発表会の実施	
人事	6	・附属小学校うれしのフェスティバルの開催	
・人事異動		・訂正	
		主要日誌	9

- 学内規則等 -

兵庫教育大学学則の一部を改正する学則

改正理由

国立学校における入学料の免除に関する取扱要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

学則第2号

兵庫教育大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成15年2月12日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学学則の一部を改正する学則

兵庫教育大学学則（昭和55年学則第1号）の一部を次のように改正する。

第71条第4号を、次のように改める。

- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部について免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

第73条第3項を第4項とし、第2項中「免除」の後に「又は徴収猶予」を加え第3項とし、第1項「入学料の納付が困難な者又は」を削り第2項とし、第2項の前に次の1項を加える。

入学料の納付が困難な者については、申請により入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

附 則

この学則は、平成15年2月12日から施行する。

兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程の一部を改正する規程

▶改正理由

同和・人権教育を推進する現行の「同和・人権教育推進委員会」を、ハラメントなど人権侵害の問題への対応を含め、同和・人権の擁護に関する包括的な施策を推進する「同和・人権委員会」とするため、所要の改正を行うものである。

規程第17号

兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年2月12日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程（昭和60年規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫教育大学同和・人権委員会規程

第1条を次のように改める。

第1条 本学における同和・人権教育及び人権の擁護に関する施策を推進するため、同和・人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1項第1号中、「副学長」の後に「のうち学長が指名した者」を加え、同条第1項第5号中、「及び教務部長」を削る。

同条第3項を第4項にし、第2項中「前項」を「第1項」に改め第3項にし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号に規定する委員候補者の推薦に先立ち、学長は、男女の別を指定することができる。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員長は、前条第1項第1号に規定する副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

第4条を次のように改める。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。

(1) 同和・人権教育に関する施策の推進に関すること。

(2) 同和・人権啓発に関する施策の推進及び研修に関すること。

(3) 委員会が対応を必要と認めた人権侵害の問題に関すること。

(4) その他委員会が必要と認めた人権の擁護に関する施策の推進に関すること。

第7条を削り、第6条第1項中「委員会に」を削り、同条第2項を次のように改め、第3項を削り第7条にし、第5条を第6条に改める。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第4条の次に次の1条を加える。

（議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条を次のように改める。

（人権侵害の問題への対応）

第8条 第4条第3号に規定する人権侵害の問題への対応に関する事項は、別に定める。

第10条中「委員会に関する事務は、」の後に、「総務部庶務課及び」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程(以下「旧規程」という。)第2条第2号及び第6号の規定による委員は、この規程第2条第2号及び第6号の規定による委員とみなす。
- 3 この規程の施行前に旧規程第2条第2号及び第6号の規定による委員として選出された者に係る委員の任期は、なお従前の例による。

兵庫教育大学公印規程の一部を改正する規程

▶改正理由

職員証及び学生証を電子計算機により作成すること、並びに自動発行機による学生用各種証明書を作成することに伴い、当該文書に係る公印の押印について、所要の改正を行うものである。

規程第18号

兵庫教育大学公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年2月12日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学公印規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学公印規程(昭和55年規程第7号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 電子計算機により作成する公文書にあっては、公印管守責任者が支障ないと認めるときは、電子計算機により作成した印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

兵庫教育大学職員証明書取扱規程の一部を改正する規程

▶改正理由

将来のセキュリティチェック態勢及び図書館業務等の電子化に対応した様式への変更等に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第19号

兵庫教育大学職員証明書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年2月12日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学職員証明書取扱規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学職員証明書取扱規程(昭和55年規程第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫教育大学職員証取扱規程

第1条中「兵庫教育大学職員証明書(以下「職員証明書」という。)」を「兵庫教育大学職員証(以下「職員証」という。)」に改める。

第2条を次のとおり改める。

第2条 職員証は、本学の職員に発行するものとする。

第3条の見出し「(職員証明書)」を「(職員証)」に改め、同条中「職員証明書」を「職員証」とし、「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に改める。

第7条を第9条とし、第6条第1項中「職員証明書の発行を受けた者」を「職員」とし、「職員証明書を発行者」を「職員証を学長」に改め、同条第2号中「職員証明書」を「職員証」に改め、第3号及び第4号並びに第2項を削り、第7条とする。

第5条を削り、第4条第1項を次のようにし、同条第2項中「職員証明書」を「職員証」に改め、同条を第5条とする。

職員証の有効期間は、発行の日から次の定期発行日の前日までとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(発行日)

第4条 職員証の発行日は、平成15年4月1日を起算日とする5年ごとの4月1日(以下「定期発行日」という。)とする。ただし、新たに本学の職員となった者については、その日とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(再発行)

第6条 職員は、次の各号のいずれか一に該当するときは、別記第2号様式により速やかに学長に届け出て再発行を受けなければならない。ただし、第2号及び第3号に該当するときは当該職員証を添えて届け出るものとする。

- (1) 職員証を紛失したとき。
- (2) 職員証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 汚損等によって職員証が使用不能になったとき。

第7条の次に次の1条を加える。

(貸与等の禁止)

第8条 職員は、職員証を他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

別記第1号様式中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」とし、様式を次のように改める。

(表)

兵庫教育大学職員証

写 真
(縦30mm×横24mm)

氏 名


年 月 日 生

有効期限 年 月 日

上記の者は、本学の職員であることを証明する。

年 月 日

兵庫教育大学長 公印



(裏)

注意

- 1 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 2 本証を紛失したときは、速やかに発行者に届け出なければならない。
- 3 本証は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに発行者に返還しなければならない。
 - (1) 本学の職員でなくなったとき。
 - (2) 本証の有効期限が経過したとき。
 - (3) 本証の記載事項に変更があったとき。
 - (4) 本証が使用に耐えなくなったとき。

本証に関する連絡先
 兵庫教育大学総務部庶務課
 兵庫県加東郡社町下久米942-1
 TEL 0795-44-1101(代)

別記第2号様式中「(第3条関係)」を「(第6条関係)」とし、様式を次のように改める。

職員証紛失等届・再発行願

年 月 日

兵庫教育大学長 殿

所 属
職 名
氏 名

下記のとおり紛失等がありましたので届け出ます。
 ついては、職員証を再発行くださるようお願いいたします。

記

1 事 由 ア 紛失のため。
 イ 記載事項の変更のため。
 (変更内容：)
 ウ 汚損等により使用に耐えなくなったため。

2 発生年月日 年 月 日

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

兵庫教育大学入学料免除取扱規程の一部を改正する規程

▶改正理由

国立学校における入学料の免除に関する取扱要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第20号

兵庫教育大学入学料免除取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年2月12日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学入学料免除取扱規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学入学料免除取扱規程(昭和55年規程第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫教育大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程

第8条第1項中「第2条第1項」の後に「及び第3条第1項」を加え、「入学料の免除」の後に「及び徴収猶予」を加え、同条第2項中「第3条」を「第4条」に改め第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「入学料の免除の申請をした者の第5条に規定する間の」を「徴収を猶予した」に改め第8条とする。

第6条第1項中「入学料の免除」の後に「又は徴収猶予」を加え、「申請した者が、」の後に「第3条第2項及び」を加え第7条とする。

第5条の見出しを「(申請者に係る徴収猶予)」に改め、同条第1項中「入学料の免除」の後に「又は徴収猶予」を加え、「免除を許可」を「免除若しくは徴収猶予を許可」に改め、同条第2項中「入学料の免除」の後に「又は徴収猶予」を加え、「免除を不許可」を「免除若しくは徴収猶予を不許可」に改め、「許可された者」の後に「(第4条第4項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)」を加え、第6条とする。

第3条第1項から第3項中「前条」を「第2条」に改め、同条第4項中「第3項第1号」の後に「並びに第4項第1号」を加え、「第5号様式」を「第6号様式」に改め第5項とし、第3項の次に次の1項を加え、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

4 前条第1項に規定する入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続期間内に、次に規定する書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

- (1) 入学料徴収猶予申請書
 - (2) その他本学において提出を求める書類
第2条の次に次の1条を加える。
(経済的理由等による徴収猶予)
- 第3条 入学料の納付期限までに納付が困難な者として入学料の徴収猶予の対象となる者は、本学に入学する者で次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
 - (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
 - (3) その他やむを得ない事情があると認められる者
- 2 前項に規定する入学料の徴収猶予の期間は、学年の初めの入学者については、入学年度の8月末日まで、学年の途中の入学者については、入学年度の2月末日までとする。
- 別記第1号様式から別記第5号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、別記第5号様式の次に次の様式を加える。

別記第6号様式(第4条関係)

年 月 日							
入学料徴収猶予申請書							
兵庫教育大学長 殿							
申請人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学籍番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>(自筆)</td> </tr> </table>	学籍番号		住 所		氏 名	(自筆)
学籍番号							
住 所							
氏 名	(自筆)						
保証人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>(自筆)</td> </tr> </table>	住 所		氏 名	(自筆)		
住 所							
氏 名	(自筆)						
<p>下記の理由により、年度入学料の徴収猶予を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え保証人連署の上申請します。</p> <p>記</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin: 5px 0;">理由(詳細に)</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> 徴収猶予決定 </p>							

附 則
この規程は、平成15年2月12日から施行する。

- 学 事 -

平成15年度学校教育学部推薦入学者選抜試験

平成15年度学校教育学部推薦入学者選抜試験が1月28日(火)に実施され、2月12日(水)に合格者が発表された。合格者数等は次のとおりである。

募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
人	人	人	人
54(50)	358(307)	353(302)	54(50)

備考:()は昨年度を示す。

平成15年度大学院連合学校教育学研究科入学者選抜試験

平成15年度連合学校教育学研究科入学者選抜試験が2月16日(日)に実施され、2月19日(水)に合格者が発表された。合格者数等は次のとおりである。

専 攻	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
	人	人	人	人
学校教育実践学	8	21(6)	21(6)	9(4)
教科教育実践学	16	30(15)	30(15)	18(10)
合 計	24	51(21)	51(21)	27(14)

備考:()は、現職教員で承諾書のある者を内数で示す。

- 人 事 -

人事異動

(学部等)

年月日	発令事項	新官職等	氏名	旧官職等
15. 3. 1	転任	学校教育学部助教授 (生活・健康系教育講座)	森山 潤	信州大学教育学部助教授

(事務局)

年月日	発令事項	新官職等	氏名	旧官職等
15. 3. 1	転任	総務部会計課用度係員	杉本 知敬	文部科学省初等中等教育局 教育課程課教育課程企画室
"	採用	総務部庶務課庶務係事務補佐員	辻村 由紀子	

- 諸 報 -

運営評議会

第12回 平成15年2月3日(月)

(議題)

- 1 兵庫教育大学中期目標・中期計画の中間まとめについて
- 2 兵庫教育大学大学院修士課程の入学者確保について

第13回 平成15年2月12日(水)

(議題)

- 1 大学評価・学位授与機構からの評価結果への対応について
- 2 兵庫教育大学学則の一部を改正する学則の制定について
- 3 兵庫教育大学同和・人権教育推進委員会規程の一部を改正する規程の制定について
- 4 兵庫教育大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について
- 5 兵庫教育大学職員証明書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
- 6 役職員の選考等について
- 7 教員の選考開始について
- 8 兵庫教育大学専門職大学院調査検討ワーキングの設置について
- 9 高大連携事業の実施について
- 10 平成15年度公開講座等の実施について
- 11 研究者一覧(平成15年度)の作成について
- 12 平成15年度学部新入学生合宿研修の実施に伴う授業の休講措置について

教授会

第10回 平成15年2月12日(水)

(議題)

- 1 平成15年度学校教育学部推薦入学者選抜

試験の合否判定について

- 2 教員の選考について
- 3 教員選考委員会の設置について
- 4 高大連携事業の実施について
- 5 学校図書館司書教諭講習科目単位修得者の単位認定について
- 6 平成14年度後期定期試験の追試験の実施について
- 7 平成15年度学校教育学部授業科目担当教官の決定等について

研究科委員会

第10回 平成15年2月12日(水)

(議題)

- 1 平成15年度大学院学校教育研究科授業科目の新設改廃等について
- 2 大学院学校教育研究科担当判定委員会の設置について
- 3 大学院学校教育研究科担当の認定について
- 4 平成14年度大学院学校教育研究科授業科目担当教官の変更等について
- 5 平成15年度大学院学校教育研究科授業科目担当教官の変更等について

連合学校教育学研究科代議委員会

第9回 平成15年2月17日(月)

(議題)

- 1 入学料免除に関する申合せの一部改正について
- 2 論文提出による博士の学位申請資格審査について
- 3 平成15年度授業科目担当教官の変更について

- 4 私立大学研究科（博士課程）における研究指導について
- 5 平成14年度学位記授与式及び平成15年度入学式、オリエンテーションの実施について
- 6 平成15年度授業歴の変更について
- 7 博士候補認定試験の実施について
- 8 連合研究科共同研究プロジェクトの推進について
- 9 博士課程自己点検評価について
- 10 研究者総覧（2003年度版）の発行等について
- 11 研究科研究生の入学の決定方法について

連合学校教育学研究科委員会

第3回 平成15年2月17日（月）

（議題）

- 1 平成15年度入学者選抜試験の可否判定について
- 2 平成15年度入学者選抜試験の追加合格の取扱いについて
- 3 指導教官予定者の決定について
- 4 代議委員会の審議経過について

運営諮問会議

「平成14年度第2回運営諮問会議」を2月6日（木）に新神戸オリエンタルホテルで開催した。

会議は、梶田議長（京都ノートルダム女子大学長）の司会により進められ、「兵庫教育大学中期目標・中期計画の中間まとめ」及び「兵庫教育大学大学院修士課程の入学者確保」が議題として取り上げられた。中渕学長から、「中期目標・中期計画の中間まとめ」等について説明が行われ、梶田議長をはじめ、佐々木委員（独立行政法人国立科学博物館長）、高倉委員（明海大学長）、石古委員（元社町長）、石山委員（㈱神戸新聞社常務取締役）、小西委員（日本臓器製薬㈱代表取締役社長）、小東委員（社町長）、佐藤委員（大阪市立開平小学校長）及び武田委員（兵庫県教育長）からは、運営基盤強化のための幅広い意見が寄せられた。

サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業（SPP事業）「科学技術・理科学習プログラム - 数学入門 -」の実施

1月11日（土）、2月1日（土）及び2月8日（土）の3日間にわたり「数学入門」をテーマに同事業「科学技術・理科学習プログラム」が本学で実施され、兵庫県立福崎高等学校1、2年生35人が参加した。同事業は、大学、研究機関等の人材、施設、設備等を学校における科学技術・理科、数学教育に活用しようとするものである。

「数学入門」は、数学の魅力・楽しさを体感してもらうことを目的に実施したもので、1月11日は「整数論への誘い」（担当：自然系教育講座 松山教授）、2月1日は「三角形の重心は、本当に3中線の交点か」（担当：同講座 渡辺教授）、2月8日は「多角形は切って 組み合わせると 必ず正方形に出来る？」（担当：同講座 濱中講師）というそれぞれのテーマで趣向を凝らした講義が行われ、参加した高校生からは「またこのような機会があれば参加して、新しい発見をしたい。」や「想像の大学の講義とは違い面白かった。」など大好評を得た。



修了・卒業する外国人留学生のための茶道教室を開催

本学とやしろ国際交流協会は、社町茶道の会の協力を得て、今年3月で本学を修了・卒業する外国人留学生のための茶道教室を2月13日（木）にやしろ国際学習塾「三草庵」で開催した。

日本での滞在日数が残り少なくなっている留学生達は、最後に日本の伝統文化にふれることができ、大変良い思い出になったようであった。

また、2月20日（木）にも、外国人留学生の日本の伝統文化の理解を目的とした定例の茶道の会が国際交流会館で開催された。



やしろ国際交流推進協議会（第14回）及び外国人留学生歓送パーティーの開催

やしろ国際交流推進協議会が、2月27日（木）本学中学会議室において開催され、中渕学長、小東社町長をはじめ、やしろ国際交流推進協議会委員により、留学生の今後の諸施策について活発に討議が行われた。

同協議会終了後、引き続き大学会館食堂において外国人留学生歓送パーティーが開催された。

本年3月に修了する留学生は、大学院生5人、研究生3人、教員研修留学生2人、学部生3人、特別聴講学生5人の計18人であった。参加者は、学長、副学長、関係教職員、チューター、留学生の他、学外から社町長をはじめ、やしろ国際交流推進協議会委員等、総勢100人が出席して行われた。

修了生一人一人が留学の思い出を述べた後、中国の留学生が母国の歌を披露するなど和やかに歓談が行われ、別れを惜しみつつ盛会裡に終了した。



附属中学校総合学習発表会の実施

2月15日（土）、附属中学校で総合学習発表会が行われた。「総合学習「人間と環境」で何を学び、身につけるか」というテーマのもと、生徒が総合学習における学習成果をプレゼンテーションソフトやOHPを活用して発表した。またパネル・ディスカッションでは「総合学習から学んだこと、期待するもの」について、生徒と指導者・保護者・研究者の立場から、それぞれ活発な意見発表が行われ、総合学習の意義や成果、今後の課題や可能性について、有意義な議論が行われた。



附属小学校うれしのフェスティバルの開催

2月22日（土）、第7回うれしのフェスティバルが保護者や地域住民の参加のもと、附属小学校で開催された。同フェスティバルは、子どもたちがこれまで取り組んできた「総合的な学習」の課題探究活動での学びの成果を発表する場とされており、本年度は「交流」を合い言葉に、フェスティバルを単なる学習の発表の場とするだけでなく、学習そのものとして位置づけ、今後の活動に活きるものとして実施された。

各学年で工夫された活動は、他学年、保護者や地域住民との交流を通じて、新たな知見を得る有益なものとなった。



訂正

・学報（第247号）

表紙写真最下段キャプション

（誤）幼少連携分科会風景

（正）幼小連携分科会風景

- 主要日誌 -

月 日	事 項
2月1日(土)	特別講演会「学校崩壊再生のリーダーシップ」シャロン・ホロズ爵 S P P 事業「科学技術・理科学習プログラム - 数学入門 - 」 公開講座「兵庫 - 人物と風土 - 」
2月3日(月)	運営評議会(第12回) 国立大学法人化準備委員会「財務会計制度部会」(第13回)
2月4日(火)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第19回) シネマテーク(ライブラリーホール)
2月5日(水)	自己評価実施委員会(第4回) 教員採用試験対策模擬面接 シネマテーク(ライブラリーホール)
2月6日(木)	運営諮問会議 シネマテーク(ライブラリーホール)
2月7日(金)	実地教育委員会(第6回)
2月8日(土)	S P P 事業「科学技術・理科学習プログラム - 数学入門 - 」 公開講座「兵庫 - 人物と風土 - 」
2月10日(月)	学部入学試験委員会(第8回)
2月12日(水)	運営評議会(第13回) 教授会(第10回) 研究科委員会(第10回) 学部推薦入学者選抜試験合格者発表 大学院第3次募集出願資格事前審査申請受付(13日まで) 教員採用試験対策模擬面接
2月13日(木)	附属学校運営協議会(第5回) 学生寄宿舍棟長会
2月14日(金)	鹿児島県教員採用試験説明会
2月15日(土)	附属中学校総合学習発表会 公開講座「兵庫 - 人物と風土 - 」
2月16日(日)	連合学校教育学研究科入学者選抜試験
2月17日(月)	連合学校教育学研究科代議委員会(第9回) 連合学校教育学研究科入学試験委員会(第3回) 連合学校教育学研究科委員会(第3回) 源泉所得税調査(19日まで)
2月18日(火)	附属幼稚園学校評議員の会 学校教育研究センター外国人研究員(マドウミタ バ タチャリヤ)講演会
2月19日(水)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第20回) 学部教務委員会(第10回) 大学院教務委員会(第10回) 連合学校教育学研究科連絡会(第2回) 連合学校教育学研究科入学者選抜試験合格発表 教員採用試験対策模擬面接
2月20日(木)	外国人留学生のための茶道の会
2月21日(金)	S P P 事業「教員研修 - 身近な地形・地質の教材化」 神奈川県教員採用試験説明会
2月22日(土)	附属小学校うれしのフェスティバル

2月24日(月)	公開講座「兵庫 - 人物と風土 - 」 地域交流推進センター運営委員会(第3回) 大学院修士課程第3次募集出願受付(28日まで) 第1回洋上セミナー大学運営検討部会 第5回就職セミナー「面接ガイダンス」
2月25日(火)	学部前期日程入学者選抜試験(26日まで)
2月26日(水)	教員採用試験対策模擬面接
2月27日(木)	やしろ国際交流推進協議会 外国人留学生歓送パーティー 学部私費外国人留学生特別選抜試験
2月28日(金)	全学説明会



学部推薦入試合格発表風景

編集発行 兵庫教育大学総務部庶務課

〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1

電話 代表(0795)44-1101

(表)

兵庫教育大学職員証	
写 真 (縦30mm×横24mm)	氏 名
	年 月 日 生
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、本学の職員であることを証明する。
	年 月 日
	兵庫教育大学長 公印

(裏)

注意
1 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
2 本証を紛失したときは、速やかに発行者に届け出なければならない。
3 本証は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに発行者に返還しなければならない。
(1) 本学の職員でなくなったとき。
(2) 本証の有効期限が経過したとき。
(3) 本証の記載事項に変更があったとき。
(4) 本証が使用に耐えなくなったとき。
本証に関する連絡先
兵庫教育大学総務部庶務課
兵庫県加東郡社町下久米942-1
TEL 0795-44-1101(代)

職員証紛失等届・再発行願	
年 月 日	
兵庫教育大学長 殿	
所 属	
職 名	
氏 名	
下記のとおり紛失等がありましたので届け出ます。 ついては、職員証を再発行くださるようお願いいたします。	
記	
1 事 由	ア 紛失のため。 イ 記載事項の変更のため。 (変更内容：) ウ 汚損等により使用に耐えなくなったため。
2 発生年月日	年 月 日

別記第6号様式(第4条関係)

年 月 日

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

兵庫教育大学長 殿

申請人	学籍番号	
	住 所	
保証人	氏 名 (自筆)	
	住 所	
	氏 名 (自筆)	

下記の理由により、年度入学料の徴収猶予を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え保証人連署の上申請します。

理由(詳細に)

記

徴収猶予決定

別記第6号様式(第4条関係)

年 月 日

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

兵庫教育大学長 殿

申請人	学籍番号	
	住 所	
保証人	氏 名 (自筆)	
	住 所	
	氏 名 (自筆)	

下記の理由により、年度入学料の徴収猶予を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え保証人連署の上申請します。

理由(詳細に)

記

徴収猶予決定